

杉並区居住支援協議会会則

平成28年11月15日 本部会決定
改正 平成30年5月25日 本部会決定
改正 令和5年7月25日 本部会決定

(目的)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日法律第112号）第51条に基づき、杉並区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、関係業界団体、居住支援団体等が連携し、前条の目的を達するため、支援事業の検討・研究を行うとともに、各団体による情報交換及び情報共有を行う。

(主な協議・活動内容)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、以下の協議・活動を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関すること。
- (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員として加入を希望する個人・団体は、次条において規定する会長に入会を申し込み、協議会本部会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、協議会を退会しようとする時は、その旨を会長に届け出なければならない。

(会長及び役員)

第5条 協議会に会長及び次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 会計 1名
 - (4) 監事 1名
- 2 会長及び役員は、本部会において互選する。

(会長及び役員の仕事)

第6条 会長及び各役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会議を総括し、本部会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び事業活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(会長及び役員の仕事)

第7条 会長及び役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長及び役員は再任されることができる。

(本部会の運営)

第8条 協議会は、本部会を運営する。

- 2 協議会は、会長及び会員がその団体職員等の中からあらかじめ指名した者により開催する。
- 3 協議会は、会長が毎年度1回以上程度の定期本部会を開催する他、必要に応じて臨時の本部会を開催することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の個人・団体構成員に対し、外部委員として本部会等への出席を求め、意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 本部会は原則公開とする。ただし、本部会において議決があったときは、非公開とすることができる。

(定足数)

第9条 本部会は、前条第2項に掲げるもの(代理出席の者を含む。)の半数以上の出席により成立し、本部会の議事は、その出席者の過半数によって決する。

- 2 本部会に出席できない会員は、その権限の行使を書面により、本部会の議長又は他の会員へ委任することができる。この場合において、委任した会員は本部会に出席したものとみなす。

(協議会の審議事項)

第10条 本部会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。

- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 第1条の目的を達するため第3条の規定に基づく、協議会の所掌事項に関すること。
- (5) 第4条の規定に基づく会員の入会に関すること。
- (6) その他、協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

(専門部会の設置)

第11条 協議会は、第3条に規定する事業に関する専門的な検討を行うため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会員は会長が指名する者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、部会員の互選により選任する。
- 4 専門部会で検討・決定した事項については、協議会本部会に報告する。
- 5 専門部会は原則公開とする。ただし、専門部会において議決があったときは、非公開とすることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度においては協議会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 協議会は、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧を拒否する正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(報酬及び謝礼)

第15条 協議会は、本部会等出席者が学識経験者である場合（代理出席者は除く）は、報酬又は謝礼を支払うことができる。

- 2 協議会は、第8条第4項による会員以外の個人・団体構成員を外部委員として本部会等へ出席させた場合は、報酬又は謝礼を支払うことができる。

この場合は、杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例別表（杉並区都市計画審議会会長等日額）部分を準用する。

(秘密の保持)

第16条 会員は、協議会事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 協議会は、知り得た個人及び団体情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、本部会において別に定める。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、杉並区保健福祉部管理課及び都市整備部住宅課に置く。

附 則

1 この会則は平成28年11月15日より施行する。

附 則 (平成30年5月25日本部会決定)

1 この会則は平成30年5月25日より施行する。

2 平成30年5月25日において現に杉並区居住支援協議会の委員である者の任期は、平成31年3月31日までとする。

3 委員に異動があった場合は、前任の任期を引き継ぐ。

附 則 (令和5年7月25日本部会決定)

1 この会則は令和5年4月1日より適用する。

【別表<第4条関係>】

杉並区居住支援協議会会員名簿

構成団体等種別	種別	会員	
学識経験者	個人	横浜国立大学大学院 大原一興	
不動産関係団体	団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第10ブロック	
	団体	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	
	団体	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	
居住支援団体	団体	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	
地方公共団体	団体	杉並区	保健福祉部
	団体		都市整備部